

職業実践専門課程の基本情報について

| 学校名 | | 設置認可年月日 | | 校長名 | | 所在地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|-----------------------|--------|------------------|--|--|-------|------|-----|---|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|
| 東京女子医科大学看護専門学校 | | 昭和52年6月28日 | | 内潟 安子 | | 〒116-0011 東京都荒川区西尾久2-2-1 (電話) 03-3894-3371 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置者名 | | 設立認可年月日 | | 代表者名 | | 所在地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校法人東京女子医科大学 | | 明治45年3月13日 | | 岩本 絹子 | | 〒166-8666 東京都新宿区河田町8番1号 (電話) 03-3353-8111 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分野 | 認定課程名 | 認定学科名 | | | | 専門士 | 高度専門士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療 | 看護専門課程 | 看護学科 | | | | 平成7年 文部省告示第147号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学科の目的 | 私立学校法、学校教育法及び保健師助産師看護師法の規定にもとづき、看護師に必要な知識および技術に関する専門教育を行い、人格の涵養につとめ、社会に貢献しうる有能な看護師を育成することを目的とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認定年月日 | 平成30年2月28日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3年 昼間 | 3150時間 | 1943時間 | 172時間 | 1035時間 | 0時間 | 0時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生徒総定員 | 生徒実員 | 留学生数(生徒実員の内) | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 240人 | 238人 | 0人 | 15人 | 127人 | 142人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学期制度 | 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学期制はとっていない。 | | | 成績評価 | ■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 教員会議の議を経て評価を決定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期休み | (令和2年度実績) ■学年始: 4月1日~4月7日 ■休 校: 4月8日~5月15日 ■冬 季: 12月21日~1月8日 ■学年末: 3月22日~3月30日 | | | 卒業・進級条件 | 進級条件: 在籍学年で学習した単位の認定を受けている者 卒業条件: 3年間全ての単位の認定を受けている者で、教員会議にて卒業を承認された者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学修支援等 | ■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 クラス担当教員を中心に主任、主事が面接を行い原因究明と指導を行う。必要に応じて校医、学校長とも相談の上指導の方向を見出している。 | | | 課外活動 | ■課外活動の種類 Eミュージック活動 ■サークル活動: 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職等の状況※2 | ■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 東京女子医科大学病院、東京女子医科大学東医療センター、附属八千代医療センター等 ■就職指導内容 集合での就職説明会の実施、就職に向けての保護者会、インターンシップ前後の個人面談を実施している。 | | | 主な学修成果(資格・検定等)※3 | ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業者に関する令和3年5月1日時点の情報) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>②</td> <td>91人</td> <td>88人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | 資格・検定名 | 種 | 受験者数 | 合格者数 | 看護師 | ② | 91人 | 88人 | | | | | | | | | | | | | ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①~③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 | | |
| 資格・検定名 | 種 | 受験者数 | 合格者数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護師 | ② | 91人 | 88人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中途退学の現状 | ■中途退学者 5名 令和2年4月1日時点において、在学者260名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者255名(令和3年3月31日卒業者を含む) ■中途退学的主要原因 進路変更及び学業不振による進路変更、新型コロナウイルス感染症の影響による経済事情 | | | ■中退率 | 1.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済的支援制度 | ■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 前年度給付実績者: 49名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------------------|--|
| 第三者による 学校評価 | <p>■民間の評価機関等から第三者評価： 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)</p> |
| 当該学科の ホームページ URL | <p>http://www.twmu.ac.jp/U/VC/index.html</p> |

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

当校の教育理念である「至誠と愛」、女性の自立に基づき、看護師に求められる人材の専門性に関する動向を適時把握し、本校の専門課程教育の内容を対応させ、企業・業界団体等と密接かつ組織的な連携体制を確保しつつ、“社会”に要請される実践的かつ専門的な職業教育を実施することを、企業、団体等の連携における基本方針とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、教育課程を決定する会議である「教務会」の直下に位置づけられ、教育課程編成委員会が出された意見は、教務会で審議され、教育課程へ反映される。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年8月26日現在

| 名前 | 所属 | 任期 | 種別 |
|--------|-----------------|----------------------------|----|
| 坂本 倫美 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 森 洋子 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 坂梨 志津子 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 前田 美那子 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 小堺百合子 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 杉山 貴子 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 石阪 香 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 谷井 千鶴子 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 三角 正代 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 畑岡 セツ子 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 小山 裕子 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 春木 しのぶ | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 三宅 幸子 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 吉田 美由紀 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 福地 美幸 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 竹原 淳行 | ・東京女子医科大学看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | |
| 小暮 和歌子 | ・ふれあい訪問看護ステーション | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | ③ |
| 松延 美由紀 | ・訪問看護ステーションつばさ | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | ③ |
| 奥山 貴弘 | ・株式会社奥山 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | ③ |
| 原田 雅子 | ・至誠会看護専門学校 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(1年) | ② |

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、1月)

(開催日時(実績))

| | | | | | | |
|------|-----|--------------|---------|-----|---------------|---------------|
| 令和元年 | 第1回 | 令和元年7月18日(木) | 17時～18時 | 第2回 | 令和元年12月12日(木) | 16時30分～17時30分 |
| 令和2年 | 第1回 | 令和2年7月2日(木) | 17時～18時 | 第2回 | 令和3年1月14日(木) | 17時～18時 |
| 令和3年 | 第1回 | 令和3年6月30日(水) | 16時～17時 | | | |

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

・在宅看護論実習、在宅看護論実習の目標達成が難しいため、見学だけではなく訪問看護ステーションの訪問日を増やすことや記録の充実を図る必要があるという意見があったため、訪問看護ステーションの実習日数を4日間から6日間に増やし、患者訪問回数を4日間に増やした。また、受け持ち患者の看護過程を展開し、訪問看護の指導者に看護問題の抽出や看護計画を指導してもらった。

・企業側の実習指導者の評価を記入できる評価表を作成した。

・学校としての新型コロナウイルス感染対策を見える化することが必要ではないかという意見に対して、新型コロナウイルス感染防止マニュアル、実習中の新型コロナウイルス対策マニュアルを作成し、全学生、実習病院、連携企業等に配布し周知した。実習病院や連携企業にも配布した。学生が実習に行く際に、マスク、消毒薬、フェイスシールド等感染予防対策グッズを提供した。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等と連携する授業科目は、専門分野・統合分野の「実習」科目・「演習」科目から構成されており、判断力、実践力を強化していくことを基本方針とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

学校と企業は「臨地実習契約書」の協定を1年間を通して書面で結ぶこととする。
実習の課題その他具体的方法等について、双方協議の上実習を行うと明文化している。
毎年度「実習調整会議」にて実習のねらいや実習内容などを説明し、具体的な実習方法について教員・指導者が共有する。

| (3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。 | | |
|-------------------------------------|--|---|
| 科目名 | 科目概要 | 連携企業等 |
| 地域・在宅 看護論実習Ⅰ | 地域の中で健康の保持・増進・回復を目指す場と取り巻く人々を理解する | <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人社団正志会花と森の東京病院 ・社会福祉法人教信精舎荒川区立タヤけこやけ保育園 ・社会福祉法人教信精舎荒川区立小台橋保育園 ・社会福祉法人至誠会至誠会第二保育園 ・社会福祉法人教信精舎荒川区立かかんもり保育園 ・総合検診センターヘルスチェックレディス新宿 ・総合検診センターヘルスチェック横浜東口センター ・総合検診センターヘルスチェック横浜西口センター ・総合検診センターヘルスチェックレディス横浜 ・総合検診センターヘルスチェックファーストプレス横浜 ・総合検診センターヘルスチェック新宿西口センター ・総合検診センターヘルスチェック池袋センター ・総合検診センターヘルスチェック日本橋センター ・総合検診センターヘルスチェック川崎センター ・足立保健所中央本町地域・保健総合支援課 ・足立保健所竹の塚保健センター ・足立保健所千住保健センター ・足立保健所東部保健センター ・足立保健所江北保健センター |
| 地域・在宅 看護論実習Ⅱ | 地域包括ケアシステムの実際を知り、在宅で療養生活を送る対象とその家族に看護が実践できる基礎的能力を養う | <ul style="list-style-type: none"> ・合同会社ウイングケア訪問看護ステーションつばさ ・東京ふれあい医療生活協同組合ふれあい訪問看護ステーション ・社会医療法人一成会訪問看護ステーションみどり ・社会医療法人一成会訪問看護ステーションみどり・わかば営業所 ・有限会社ていーらスイートハート訪問看護ステーション ・医療法人社団福寿会かもめ訪問看護ステーション ・ケアプロ訪問看護ステーション東京足立ステーション ・株式会社介護ユーアイ訪問ステーションアイ ・医療法人財団健和会北千住訪問看護ステーション ・天使の翼訪問介護 ・足立区地域包括支援センター江北 ・足立区地域包括支援センターあだち ・足立区地域包括支援センター扇 ・社会福祉法人西新井だいわ会地域包括支援センター西新井 ・足立区社会福祉協議会基幹地域包括支援センター梅島・島根地域課 ・足立区地域包括支援センター千住本町 ・社会福祉法人ウエルガーデン足立区地域包括支援センター伊興 ・足立区地域包括支援センター六月 ・足立区社会福祉協議会地域包括支援センター関原 |
| 成人・老年 看護学実習Ⅲ | 慢性疾患を持つ対象の特徴を理解し、セルフマネジメントを支援する看護を学ぶ 1. 対象の発達段階・発達課題をふまえて、対象の健康段階をとらえることができる 2. 対象のセルフマネジメント能力に応じた看護を実践できる 3. 対象の看護を通して、自己効力を高める支援について考えることができる 4. 対象に必要な社会資源について考えられる | <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人社団龍岡会千寿介護老人保健施設 ・医療法人社団成和会介護老人保健施設むくげのいえ ・社会福祉法人敬仁会介護老人保健施設ル・ソラリオン西新井 ・社会福祉法人白寿会特別養護老人ホームプレミア扇 ・社会福祉法人桃山福祉会特別養護老人ホームピオーネ西新井 ・社会福祉法人聖風会特別養護老人ホーム扇 ・医療法人社団健和会柳原リハビリテーション病院 ・社会医療法人社団医善会いずみ記念病院 ・社会医療法人社団正志会花と森の東京病院 ・社会医療法人社団昭愛会水野記念リハビリテーション病院 |
| 精神看護学実習 | 精神障害をもつ対象を理解し、その治療および看護の役割について学ぶ。精神に障害をもちながら地域で生活する人の理解を深める | <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人社団 八葉会大石記念病院 |

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校法人東京女子医科大学における「教職員の学外研修に関する規程」に則り、教員への研究費予算や助成金を活用し、教員は専門分野等の教員能力の向上を目的に年間計画に沿って実務研修、学会・セミナー・講習会等を受講する

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「2020カリキュラム編成準備セミナー【オンライン】」(連携企業等: 医学書院)

期間: 令和2年 5月 1 日(土) 対象: 全専任教員

内容: 令和4年の新カリキュラム改正に向けて、改正ポイントについて具体的な内容を5回にわたって解説。オンラインでの受講のため教員それぞれが自分のゆとりのある時間に聴講した。自分の専攻分野におけるカリキュラム改定内容を考えるための知識とした。1回: 指定規則改正のポイント 2回: 地域・在宅看護論の位置づけと教育内容 3回: ICT活用のための基礎的能力の育成/専門職連携教育の理解と導入 4回: カリキュラムの評価と開発 5回: 臨床判断能力に必要な基礎的能力の強化

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「看護師国家試験対策教員セミナー【Zoom】」(連携企業等: さわ研究所)

期間: 令和3年 4月 14日(水) 対象: 全専任教員

内容: さわ研究所による令和2年度(110回)の看護師国家試験のIRT解析結果から、問題特性の種類、正答率のパターン試験問題のトピックスを知り、傾向にあった推奨する国試対策の学習方法、指導ポイントを学んだ。コロナ禍であるためZoomでオンデマンドで配信されたものを視聴した。看護師国家試験対策の学習ポイントとしては、解剖生理から疾患につなげ看護への展開をする時、高正答率問題を重要視して、過去問題を使いながら思考暗記が有効であることが分かった。1年生から段階的に国試対策を行ため、全教員が学び共有出来たことが重要であった。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「仮 シュミレーション教育(特に ファシリテーションスキル)」(連携企業等: 未定)

期間: 令和4年11月頃 対象: 全教員

内容: 令和2～3年は、コロナ禍で臨地に実習にいけない状況が続き、事例を使った看護展開やシュミレーターでの看護技術演習などで補って行くほかにない状況であった。本校も優れたシュミレーターを保有していることから、教員がシュミレーターを十分活用できることやファシリテーションスキルを磨いていく必要があると考えらる。具体的に参加する研修や日程は未定であるが、計画していきたい。

研修名「(仮) プロジェクト学習に関する勉強会」(連携企業等: シンクタンク未来教育ビジョン)

期間: 令和4年 6月頃 対象: 全教員

内容: いくつかの看護専門学校で導入され効果を上げているプロジェクト学習やポートフォリオについて学び、本校の教員が新しい指導の考え方を修得、指導力の向上を図って行きたいと考える。この学習法を取り入れることで、学生が与えられたテーマを学ぶだけでなく、自らの力で学びを深めていく力をつけていくことが期待できる。本校の教育理念にもある主体性を持つ学生を育てることにもつながっていくと考える。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

専修学校の学校評価ガイドラインに基づき、学校の自己評価に加え、企業等が参画する学校関係者評価委員会を設置して学校関係者評価を教育理念である「至誠と愛」、女性の自立に基づき専門職業人にふさわしい、知識・技術・態度を身につけ、そして倫理観、看護観を持った看護師養成としての教育実践を評価する。広く社会へ公表し、自己評価結果の客観性・透明性を高め今後の学校運営の改善のための助言等を行う。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

| ガイドラインの評価項目 | 学校が設定する評価項目 |
|----------------|-------------|
| (1) 教育理念・目標 | 教育理念・目標 |
| (2) 学校運営 | 学校運営 |
| (3) 教育活動 | 教育活動 |
| (4) 学修成果 | 学修成果 |
| (5) 学生支援 | 学生支援 |
| (6) 教育環境 | 教育環境 |
| (7) 学生の受入れ募集 | 学生の受け入れ |
| (8) 財務 | 財務 |
| (9) 法令等の遵守 | 法令等遵守 |
| (10) 社会貢献・地域貢献 | 社会貢献・地域貢献 |
| (11) 国際交流 | 国際交流 |

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

評価結果は、後期または翌年の学校運営方針に盛り込み、行動計画を作成し改善に取り組んでいる。学校関係者評価を教育活動に以下の通り活用した。

1. アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマ ポリシーを大学と平仄を合わせ改定し、学生便覧に提示した。
2. 1, 2, 3年生を通して、創業者や理念を学び自校教育を行った。
3. 週に1回の校長決裁日を設け、教務財務の意思決定を速やかに行い、教員へ明確に伝達しガバナンスを強化した。
4. 各学年の担任を3名とし学生の指導、相談にタイムリーにのれるようにした。
5. コロナ禍の遠隔授業をスムーズに行うために教員の指導、学校と学生側のWi-Fi環境の整備を行った。
6. 国家試験対策を1年生から段階的に積み上げられるよう計画実施している。
7. コロナ禍による学生募集活動が低迷したため、WEB上で双方向で交流ができる工夫をした。
8. 教員の研究活動、研修参加などは、コロナ下での制限もあり十分活用できていない。
9. 令和4年からの新カリキュラム申請のため、教員が一丸となって取り組めた。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年8月26日現在

| 名前 | 所属 | 任期 | 種別 |
|--------|---------------------------------------|----------------------------|--------------|
| 阪本 陽子 | ・東京都台東区教育委員会 ・文教大学 | 令和3年4月1日 ～令和4年3月31日(1年) | 企業等委員 |
| 武田 智子 | ・東京女子医科大学看護系同窓会 八千代マタニティセンター 武田助産院 | 令和3年4月1日 ～令和4年3月31日(1年) | 同窓会 企業等委員 |
| 小暮 和歌子 | ・ふれあい訪問看護ステーション | 令和3年4月1日 ～令和4年3月31日(1年) | 企業等委員 |
| 吉川 孝子 | ・埼玉県看護協会 ・春日部市立医療センター | 令和3年4月1日 ～令和4年3月31日(1年) | 卒業生 |

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他() ()

URL: <http://www.twmu.ac.jp/U/VC/>

公表時期: 毎年度末、3月31日までに公表

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校教育法第43条の規定を基に保護者・地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに連携を図り協力の推進に資するため、学校運営の状況を積極的に提供することを基本方針とする。

年度初めに学生・保護者に対して事業計画書、学外広報誌、学校案内、学生募集要項、学生便覧、実習要綱、シラバス等の年間学校計画に関する資料の配布・説明を行う。さらに学生・保護者には、自校の教育目標、教育活動計画、実績等について情報提供し十分説明する。

入学希望者、その保護者に対しては、進路選択に当たっての有用な情報をホームページ、学校説明会、募集要項で情報提供する。

企業等関係者に対しては、キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等を教育課程編成委員会・学校関係者評価委員会で学校評価ガイドラインに沿って明示し説明・周知し、学校の取組内容のイメージ化を図るとともに、学校運営に参画してもらう。

地域・広く社会一般に対してホームページを通じて専門学校の特色、取り組み事項、専門学校の活動や成果、実績、学校運営の状況等に対する情報についてアピールする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

| ガイドラインの項目 | 学校が設定する項目 |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 学校の概要、目標及び計画 | 沿革、創設者の想い、アドミッションポリシー |
| (2) 各学科等の教育 | 教育方針、授業科目紹介、カリキュラム |
| (3) 教職員 | ごあいさつ、学校概要 |
| (4) キャリア教育・実践的職業教育 | 卒業後の展望 |
| (5) 様々な教育活動・教育環境 | 学生生活、年間行事 |
| (6) 学生の生活支援 | 学費・奨学金制度等 |
| (7) 学生納付金・修学支援 | 学費・奨学金制度等 |
| (8) 学校の財務 | 法人の事業報告書 |
| (9) 学校評価 | 自己点検・自己評価結果、カリキュラム満足度評価 |
| (10) 国際連携の状況 | |
| (11) その他 | |

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL:<http://www.twmu.ac.jp/U/VC/>

授業科目等の概要

| (看護専門課程看護学科) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|------|----------|---|-------------|--------------|-------------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 分類 | 授業科目名 | | | 授業科目概要 | 配当 年次・学期 | 授業 時 数 | 単 位 数 | 授業方法 | | | 場所 | | 教員 | | 企業等との連携 |
| | | | | | | | | 講 義 | 演 習 | 実験・実習・実技 | 校 内 | 校 外 | 専 任 | 兼 任 | |
| 必修 | 選択必修 | 自由選択 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | ○ | | 論理学 | 論理的な考え方、表現ができるために必要な力を養う。学習内容は、議論の識別や議論の分析、議論の形式などの演習を通して学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| 2 | ○ | | 統計学 | 統計学の基礎を理解し、統計的な視点の考え方を学び、統計処理能力を養う。学習内容として、統計学の基礎として、代表値、散布図、正規分布、母集団と標本、検定などを学ぶ。 | 1前 | 15 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| 3 | ○ | | 情報科学概論 | 人と情報社会の関係を理解し、医療と情報の関係、情報に関する倫理、情報の取り扱いについて学ぶ。学習内容は、情報理論の基礎やコンピューターの仕組み、情報通信のセキュリティ、情報倫理について学ぶ。 | 1前 | 15 | 1 | ○ | △ | | ○ | | | ○ | |
| 4 | ○ | | 人間と生命 | 生物の形態・機能・環境との相互作用を学ぶことを通して、生命現象について理解する。人の生老病死に寄り添う医療者として、基本的な生命現象の考え方を学ぶ。学習内容は、生命単位の生命の設計図、生命維持、環境との生命、生命倫理等を学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| 5 | ○ | | 社会と家族 | 社会的存在としての人間を理解する。また家族の構造や現代家族をめぐる諸問題を、家族社会学の観点から学ぶとともに、家族支援の考え方を理解する。学習内容としては、人間と社会、家族と社会の視点から学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| 6 | ○ | | 人間関係論 | グループ、集団活動を通してメンバーシップの在り方や協働していくことの意義について学ぶ。学習内容は、演習を通して集団やリーダーシップ、メンバーシップを学ぶ。またグループ活動を通して、お互いを知り、自己を振り返る機会としている。 | 1前 | 15 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| 7 | ○ | | カウンセリング論 | カウンセリングの基礎である考え方や理論を知り、他者を理解するためのコミュニケーションスキルを学ぶ。援助関係について学び、看護場面で必要とされる人間関係について理解する。 | 1前 | 15 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| 8 | ○ | | 教育学 | 教育の基礎を学び、人間形成における教育の機能を理解する。また、看護において教育的側面について学ぶ。学習内容は人間の成長と教育や成人教育理論、また学習方法や障害学習に関する基礎などを映像視聴・グループワークを通して学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|--|------------|--|--------|----|---|---|--|--|---|--|--|---|
| 23 | ○ | | 病理学総論 | 各臓器・組織における病変の特徴を理解する。学習内容は、病理学の概念と先天性異常と遺伝子や代謝・循環障害、腫瘍等を学ぶ。 | 1 後 | 15 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 24 | ○ | | 病態治療論Ⅰ | 呼吸器系、循環器系における主要疾患の病態生理、原因、症状と経過、検査・治療について学ぶ。学習内容は、呼吸器系感染症や間質性肺炎、肺腫瘍、虚血性心疾患や心不全、外科的治療を伴う疾患等を学ぶ。 | 1 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 25 | ○ | | 病態治療論Ⅱ | 消化器系、腎・泌尿器系における主要疾患の病態生理、原因、症状と経過、検査・治療について学ぶ。学習内容は、消化管総論と肝・胆・膵臓系、食道がんなどや、腎・泌尿器系総論と腎不全やがんなどを学ぶ。 | 1 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 26 | ○ | | 病態治療論Ⅲ | 内分泌・代謝、脳神経系、運動器における主要疾患の病態生理、原因、症状と経過、検査・治療について学ぶ。学習内容は、内分泌・代謝系の糖尿病や脳神経系の脳血管疾患や脊髄炎、重症筋無力症やパーキンソン病、てんかん等、運動器系としては変形性関節症や脳性麻痺、椎間板ヘルニア等を学ぶ。 | 2 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 27 | ○ | | 病態治療論Ⅳ | 血液・造血器、アレルギー・膠原病、感染症、小児の主要疾患の病態生理、原因、症状と経過、検査・治療について学ぶ。学習内容は、白血病や気管支喘息等アレルギー疾患、感染性疾患、膠原病、小児に特徴的な染色体異常や代謝性疾患神経疾患などについても学ぶ。 | 2 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 28 | ○ | | 病態治療論Ⅴ | 周産期・新生児、女性生殖器、乳腺、眼科、耳鼻科、皮膚科、歯科口腔外科における主要疾患の病態生理、原因、症状と経過、検査・治療について学ぶ。学習内容は、周産期では妊娠経過と異常分娩、新生児では感染症や黄疸、早産などを学び、女性生殖器では卵巣や子宮に関連する疾患や乳がんなどを学ぶ。眼科や耳鼻科、皮膚科、歯科口腔外科などは代表的な検査や疾患を学ぶ。 | 2 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 29 | ○ | | 病態治療論Ⅵ | 精神、救命、麻酔、臨床検査における主要疾患の病態生理、原因、症状と経過、検査・治療について学ぶ。学習内容は、精神疾患では、気分障害や認知症、救急医療での概要と基礎知識、医療体制や倫理的側面、麻酔は麻酔の種類や管理などを学び、臨床検査では一般検査や血液検査、病理検査などについて学ぶ。 | 2 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 30 | ○ | | 病態治療論Ⅶ | 移植、再生医療、遺伝子医療、がん放射線療法、がん薬物療法、透析における主要疾患の病態生理、原因、症状と経過、検査・治療について学ぶ。 | 2 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 31 | ○ | | リハビリテーション論 | リハビリテーションの理念を学び、身体的・精神的リハビリテーションにおける代表的疾患と機能障害のアプローチ方法について学ぶ。学習内容は、運動器系・中枢神経系・神経難病、循環器・呼吸器系疾患のリハビリテーションを学ぶ。また理解療法士・作業療法士などを目指す学生と交流を持ち、多様な考え方を学ぶ。 | 2 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|--|--------------|---|--------|----|---|---|---|--|---|--|--|---|
| 32 | ○ | | 医療倫理 | 人間尊重を基盤とした医療倫理の在り方について学び、倫理観を養う。学習内容は、急性期医療や生体移植等を学ぶ。 | 2 後 | 15 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 33 | ○ | | 公衆衛生学 | 公衆衛生に関する統計情報、公衆衛生活動の現状を学ぶ。公衆衛生領域における健康教育の重要性を理解し、その活動の概要について学ぶ。学習内容は、地域保健や母子・学校・精神・環境などの保健について学ぶ。 | 1 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 34 | ○ | | 社会福祉 | 社会保障及び社会福祉について認識を深めてその内容を理解し、保健・医療・福祉の連携の意義について学ぶ。学習内容は、社会保障制度や公的扶助、児童家庭福祉、障害児・社会福祉、高齢者福祉、虐待対策、医療保障制度、労働保険制度所得補償制度について学ぶ。 | 2 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 35 | ○ | | 医療保障制度 | 医療保障制度の概要を理解し、我が国の制度とその諸問題について学ぶ。学習内容は、児童虐待支援や介護保険制度について学ぶ。 | 2 後 | 15 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 36 | ○ | | 関係法規 | 法律を通じて、看護師の業務と責任および患者の権利について理解する。学習内容は、保健師助産師看護師法や医療法、労働関連法、保健県連法などについて学ぶ。 | 2 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 37 | ○ | | 基礎看護学概論 | 看護の概念・目的・機能、看護学の発展の歴史、看護倫理や法律、看護をとりまく課題および看護の将来的展望など、看護学の概観を学ぶ | 1 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 38 | ○ | | 医療安全 I | 医療者として医療安全を学ぶ意義とその責任について、医療安全とコミュニケーション、ヒューマンエラーの特性と防止、看護事故の構造と防止の視点について学ぶ。その方法として危険予知トレーニングを実施する。 | 1 前 | 15 | 1 | ○ | △ | | ○ | | | ○ |
| 39 | ○ | | 共通看護技術 I | 看護技術に共通する技術(技術とは、コミュニケーション、感染予防、安楽確保)を学ぶ。 | 1 前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | | | ○ |
| 40 | ○ | | 共通看護技術 II | 看護技術に共通する、健康評価のためのヘルスアセスメント技術を学ぶ。 | 1 前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | | | ○ |
| 41 | ○ | | 共通看護技術 III | 看護技術に共通する、問題解決のための思考過程の技術を学ぶ。また、クリティカルシンキングの強化を図る。 | 1 前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 42 | ○ | | 日常生活援助技術 I | 対象の日常生活援助技術(環境、活動)を学ぶ。根拠に基づき、安全・安楽・自立度を考え実践する力の強化を図る。 | 1 前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | | | ○ |
| 43 | ○ | | 日常生活援助技術 II | 対象の日常生活援助技術(食事、排泄)を学ぶ。根拠に基づき、安全・安楽・自立度を考え実践する力の強化を図る。 | 1 前 | 45 | 1 | ○ | △ | | ○ | | | ○ |
| 44 | ○ | | 日常生活援助技術 III | 対象の日常生活援助(清潔、衣生活)を学ぶ。根拠に基づき、安全・安楽・自立度を考え実践する力の強化を図る | 1 後 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | | | ○ |
| 45 | ○ | | 診療に伴う援助技術 I | 診療処置時の援助技術(呼吸・循環を整える、検査)を学ぶ。根拠に基づき、安全・安楽を考え正確に実践する力の強化を図る | 1 後 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | | | ○ |
| 46 | ○ | | 診療に伴う援助技術 II | 診療処置時の援助技術(与薬・輸血、救命救急処置、創傷管理)を学ぶ。根拠に基づき、安全・安楽を考え正確に実践する力の強化を図る | 1 前 | 45 | 1 | ○ | △ | | ○ | | | ○ |
| 47 | ○ | | 臨床看護総論 | 経過別、障害別、治療別の看護の概要を学ぶ | 1 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | ○ |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|--|-------------|--|----|----|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|---|
| 48 | ○ | | 基礎看護学実習Ⅰ | 対象の基本的ニーズである療養環境やコミュニケーションについて学ぶ | 1前 | 45 | 1 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 49 | ○ | | 基礎看護学実習Ⅱ | 対象の基本的ニーズの充足を図るための援助を学ぶ | 1後 | 45 | 1 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 50 | ○ | | 基礎看護学実習Ⅲ | 対象の基本的ニーズに基づき、看護過程の展開を踏まえ、その患者の個別性に応じた看護を学ぶ | 2前 | 90 | 2 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 51 | ○ | | 地域・在宅看護概論Ⅰ | 地域包括ケアシステム等を促進するために、まず地域に暮らす人々も看護の対象者という視点で、まず地域を知ること、地域環境が健康にどのように影響をしているか、「暮らしを理解するとともに、暮らしが健康に与える影響を理解する | 2前 | 15 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 52 | ○ | | 地域・在宅看護概論Ⅱ | 地域で療養する人々とその家族の健康と暮らしを継続的に支援する能力を育成する「地域・在宅看護論の対象と看護の基盤となる概念を理解する | 2後 | 15 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 53 | ○ | | 地域・在宅看護方法論Ⅰ | 地域で生活する人々、療養者や障害者などすべての人が対象であることや特徴を捉える。地域包括ケアシステムの中で看護の継続の多職種の理解を学び、「地域で暮らす人々の健康を守る看護を理解する | 2後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 54 | ○ | | 地域・在宅看護方法論Ⅱ | 地域包括ケアシステムの中で多職種との連携・協働していくことが重要である。多職種の役割と責務について学び、多職種間のコミュニケーション能力をつけていくために基礎知識を理解する | 2後 | 15 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 55 | ○ | | 地域・在宅看護方法論Ⅲ | 在宅療養者を支える基本的な技術や、応用・創意工夫をした在宅療養者に適した援助を学ぶ内容とし、療養の場における安全と健康危機管理についても学ぶ | 2後 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 56 | ○ | | 地域・在宅看護方法論Ⅳ | 在宅療養者とその家族に対する看護につなげる思考過程と必要な援助方法について学習する | 2後 | 15 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 57 | ○ | | 地域・在宅看護論実習Ⅰ | 地域の中で健康の保持・増進・回復を目指す場と取り巻く人々を理解する | 2後 | 90 | 2 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| 58 | ○ | | 地域・在宅看護論実習Ⅱ | 地域包括ケアシステムの実際を知り、在宅で療養生活を送る対象とその家族に看護が実践できる基礎的能力を養う | 3通 | 90 | 2 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| 59 | ○ | | 成人看護学概論 | 成人期の対象の特徴と生活を理解し、健康保持・増進、疾病予防と成人看護におけるアプローチの基礎を学ぶ 1. 成人期の対象の特徴と生活を理解する 2. 成人期における健康の保持・増進、疾病の予防における看護の役割について知る 3. 対象の健康問題に応じた看護のアプローチの基本を理解する 4. 統計と保健・医療・福祉の動向を知る | 1後 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|--|-----------|--|--------|----|---|---|---|--|---|---|---|--|--|--|--|--|
| 60 | ○ | | 成人看護学方法論Ⅰ | 急激な健康の破綻状態をきたした対象の看護の基本を学ぶ 1. 急激な健康破綻状態をきたした対象の特徴と看護がわかる 2. 急激な健康破綻状態をきたす代表的な疾患をもつ対象の看護がわかる 3. クリティカル看護の対象と看護の特徴について理解できる | 2 前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 61 | ○ | | 成人看護学方法論Ⅱ | 傷病により障害されたセルフケアの再獲得を支援する看護の基本を学ぶ 1. 回復期にある対象の特徴を理解できる 2. セルフケア再獲得を目指す看護について理解できる 3. セルフケア再獲得を目指す代表的な健康障害をもつ対象の看護が理解できる | 2 後 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 62 | ○ | | 成人看護学方法論Ⅲ | 慢性的な経過をたどる健康障害を持つ対象の看護の基本を学ぶ 1. 慢性的な経過をたどる健康障害を持つ対象の特徴と看護がわかる 2. 代表的な慢性的な経過をたどる健康障害を持つ対象の看護がわかる | 2 前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 63 | ○ | | 成人看護学方法論Ⅳ | がんとともに生きていく対象の看護の基本を学ぶ 1. 緩和ケアと看護の役割がわかる 2. がんとともに生きていく対象の特徴とその看護がわかる 3. がん治療の特殊性と看護がわかる 4. 死をめぐる倫理的課題がわかる 5. 終末期の特徴と看護の役割が理解できる 6. 自己の人生観・死生観を見つめることができる | 2 後 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 64 | ○ | | 成人看護学方法論Ⅴ | 成人期にある対象の看護過程の展開と看護援助について学ぶ 1. 事例の生活背景、発達段階及び発達課題を理解することができる 2. 事例の病態、症状、治療を考慮して、対象の身体的、心理的、社会的側面を分析して、健康障害をもつ対象の全体像をとることができる 3. 看護問題を抽出し、優先度を考えて看護計画を立案できる 4. 看護援助の実施、評価・修正ができる | 2 後 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 65 | ○ | | 老年看護学概論 | 老年期にある対象の特徴を理解し、健康保持・増進、疾病予防のための看護の役割を学ぶ 1. 老年期の対象の特徴と老いの概念を知る 2. 加齢に伴う身体的各機能の変化と高齢者に特有の症状を理解する 3. 高齢社会における統計と保健・医療・福祉の動向を知る | 1 後 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 66 | ○ | | 老年看護学方法Ⅰ | 高齢者の健康を支える看護の方法を理解する 1. 高齢者のQOLに配慮した援助の方法を理解する 2. 加齢に伴う高齢者の日常生活に及ぼす影響を知り、看護を理解できる 3. 高齢者のリスクマネジメントと災害看護がわかる | 2 前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|--|-------------|---|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|
| 67 | ○ | | 老年看護学方法論Ⅱ | <p>老年期に生じやすい疾患の特徴を知り、対象にあった看護の方法を理解する</p> <p>1. 治療を受ける高齢者の看護について理解する</p> <p>2. 老年期に生じやすい疾患について理解する</p> <p>3. 認知機能の障害と看護について理解する</p> <p>4. 高齢者の保健医療福祉施設における看護について理解できる</p> <p>5. 人生の終焉を迎える高齢者の終末期看護について理解できる</p> | 2前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| 68 | ○ | | 老年看護学方法論Ⅲ | <p>健康障害を持つ高齢者の看護過程について学ぶ</p> <p>1. 老年期の特徴を踏まえ、健康障害とその看護を理解できる</p> <p>2. 根拠に基づいて看護を計画的に実践する必要性が理解できる</p> | 2後 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | | |
| 69 | ○ | | 成人・老年看護学実習Ⅰ | <p>1. 急性期を脱して、社会復帰に向けて支援を受ける対象の看護を学ぶ</p> <p>2. 健康の回復に向けて施設で療養する対象の看護役割を学ぶ</p> <p>3. 介護老人福祉施設において生活をする高齢者の看護の役割を学ぶ</p> | 2後 | 90 | 2 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 70 | ○ | | 成人・老年看護学実習Ⅱ | <p>急激な健康の破綻状態をきたした対象の特徴を理解し、健康の修復過程を促進する看護を学ぶ</p> <p>1. 発達段階・発達課題をふまえて、対象の健康段階をとらえることができる</p> <p>2. 急激な健康破綻状態に応じた対象の看護が実践できる</p> <p>3. 回復を阻害する身体的・心理的要因を取り除き、回復を促進する看護が実践できる</p> <p>4. 対象の看護を通して、チーム医療における看護の役割を理解できる</p> <p>5. 対象に必要な社会資源について考える</p> | 3通 | 90 | 2 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 71 | ○ | | 成人・老年看護学実習Ⅲ | <p>慢性疾患を持つ対象の特徴を理解し、セルフマネジメントを支援する看護を学ぶ</p> <p>1. 対象の発達段階・発達課題をふまえて、対象の健康段階をとらえることができる</p> <p>2. 対象のセルフマネジメント能力に応じた看護を実践できる</p> <p>3. 対象の看護を通して、自己効力を高める支援について考えることができる</p> <p>4. 対象に必要な社会資源について考えら</p> | 3通 | 90 | 2 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 72 | ○ | | 成人・老年看護学実習Ⅳ | <p>クリティカルケアを必要とする対象の看護の基本を学ぶ</p> <p>1. 生命の危機に瀕した対象の救急看護の実際を知る</p> <p>2. 手術を受ける対象の手術室看護を知る</p> <p>3. 健康の急激な破綻状態により、集中治療をうける対象の看護の実際を知る</p> <p>4. 手術室、救急救命センター、ICUでの医療チームにおける看護の役割を知る</p> | 3通 | 45 | 1 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 73 | ○ | | 小児看護学概論 | <p>小児はたえず成長・発達を続けている。したがって健康障害とそれに伴う問題も、成長の流れのなかでとらえなければならない。今後小児看護を学習していくにあたり、小児と取り巻く環境や生活の場を学ぶ。</p> | 2前 | 15 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|--|-----------|--|----|----|---|---|---|--|---|---|---|---|--|--|--|--|
| 74 | ○ | | 小児看護学方法論Ⅰ | 小児の健やかな成長・発達のためには、小児の直接的な支援とともに、家族が安心して育児にあたる環境を整える必要がある。疾病や事故を予防し、より健康的な生活が送れることを目指した健康教育を家族および段階に応じて小児自身にも行う必要があるため、その知識を習得する。 | 2前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 75 | ○ | | 小児看護学方法論Ⅱ | 小児の健康障害は、一時的な苦痛体験だけでなく生涯にわたる障害を残すこともあり、家族に与える負担も大きい。生命の危険から守り、その健やかな成長・発達を脅かす様々な苦痛や恐怖を早期に緩和するために必要な看護の知識を学ぶ。 | 2前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 76 | ○ | | 小児看護学方法論Ⅲ | 小児看護学の科目の集大成として、既習の知識を活用し健康障害をもつ小児と家族に必要な看護を展開するための思考過程を学ぶ。 | 2後 | 15 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 77 | ○ | | 小児看護学実習 | 小児の成長発達を理解し、健全な育成をめざしてあらゆる健康段階にいる小児と家族に対して適切な看護が実践できる基礎的能力を養う。 | 3通 | 90 | 2 | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| 78 | ○ | | 母性看護学概論 | 母性看護の概念を学び、女性に寄り添う看護のあり方を理解する 1. 母性看護の概念を学ぶ 2. 人間の性と生殖に関する健康（リプロダクティブヘルスライツ）、健全な母性の育成を学ぶ 3. 生涯を通じた女性の健康支援を学ぶ 4. 母性看護の対象を取り巻く社会変遷、現状、課題を考える | 2前 | 30 | 1 | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | |
| 79 | ○ | | 母性看護学方法論Ⅰ | 正常経過をたどる周産期にある対象に必要な看護を学ぶ 1. 正常な妊娠経過を理解し、妊婦に必要な看護を学ぶ 2. 正常な分娩経過を理解し、産婦に必要な看護を学ぶ 3. 正常な産褥経過を理解し、褥婦に必要な看護を学ぶ 4. 正常な新生児の体外適応過程を理解し、新生児に必要な看護を学ぶ | 2前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 80 | ○ | | 母性看護学方法論Ⅱ | 周産期の異常を持つ対象の看護を学ぶ 母性看護に必要な看護技術を学ぶ 1. 妊娠の異常と看護を学ぶ 2. 分娩の異常と看護を学ぶ 3. 産褥の異常と看護を学ぶ 4. 新生児の異常と看護を学ぶ 5. 母性看護に必要な看護技術を学ぶ | 2前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |
| 81 | ○ | | 母性看護学方法論Ⅲ | 母性看護における看護過程を理解する 1. ウェルネス看護診断を学ぶ 2. 母性看護学における看護過程を学ぶ | 2後 | 15 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|--|--------------------------|--|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|
| 82 | ○ | | 母性看護学実習 | 女性の特性である周産期における対象の特徴を理解し、妊婦・産婦・褥婦・新生児に応じた看護を学ぶ。母児を捉え、ウェルネス思考でセルフケア向上をはかる看護過程が実践できる基礎能力を養う。学生自らも母性であることを踏まえて、リプロダクティブヘルスの視点で母性観が養われていく事を目的とする。 | 3通 | 90 | 2 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 83 | ○ | | 精神看護学概論 | 人間の健康な心と働きを知り、成長発達段階に伴うメンタルヘルスケアの特徴を理解する。心の健康のとらえ方、精神看護学の概要を踏まえ、現代社会の問題と精神の健康問題の関連を考える。 | 1後 | 15 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | |
| 84 | ○ | | 精神看護学方法論Ⅰ | 主な精神疾患の診断・検査、症状、治療について学ぶ。さらに精神保健看護における患者－看護師関係の理解から、看護師の機能と役割を考える。た、リスクマネジメントの考え方と方法について学ぶ。 | 2前 | 30 | 1 | ○ | △ | | | ○ | | | | | |
| 85 | ○ | | 精神看護学方法論Ⅱ | 精神障害をもつ人とその家族を、疾患や心の健康に関する知識および考え方に基づき実践的に理解する。また、これらの人々が自律に向けて地域でその人らしく生活することを支える援助のありかたについて、精神保健医療福祉チームの一員として論理的に考える。 | 2後 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | |
| 86 | ○ | | 精神看護学方法論Ⅲ | 統合失調症または気分（感情）障害をもつ人の看護を、対象のストレングスに着目しながら演習によって紙上展開する。 | 2後 | 15 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | |
| 87 | ○ | | 精神看護学実習 | 精神障害をもつ対象を理解し、その治療および看護の役割について学ぶ。精神に障害をもちながら地域で生活する人の理解を深める | 3通 | 90 | 2 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 88 | ○ | | 看護の統合と実践Ⅰ （医療安全Ⅱ） | 臨床の場における医療安全の考え方と実践方法を学ぶ 1. 臨床の場におけるリスクの理解とスキルの向上の重要性がわかる 2. 医療安全を担うチームの一員である自覚が持てる 3. 品質改善の手法を用いて、医療安全が改善されていくことが理解できる 4. 患者や介護者と協働した医療安全を考えることができる 5. 我が国の医療安全の施策の動向を知る | 1前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | |
| 89 | ○ | | 看護の統合と実践Ⅱ （災害看護・国際看護） | 災害看護に関する基礎的な知識・技術を習得する。 国際看護における国際交流と協力の現状の仕組みを学び、必要性や意義を理解する | 3前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|--|--|---|----|------|---|---|---|--|---|---|---|---|---|--|-------|
| 90 | ○ | | 看護の統合と実践Ⅲ (看護とマネジメント) (看護管理) (看護技術総合) | 基本的知識・技術・態度を統合して、看護実践能力を高めるとともに、看護におけるマネジメントの基礎的能力を養う 1. 看護におけるマネジメントならびに多職種と連携を図る看護師の役割を理解できる 2. 医療安全をふまえた複合的な看護技術の実践能力を高めることができる 3. 複数患者受持ちのイメージ化を図り、多重課題における優先順位の決定とともに倫理的配慮について理解できる | 3前 | 30 | 1 | ○ | △ | | ○ | | ○ | | | | |
| 91 | ○ | | 看護の統合と実践Ⅳ (看護研究Ⅰ) | 看護における研究の意義、基礎的知識を理解して、臨床実践能力の向上に必要な論理的思考・探究的態度を養う 1. 看護研究の基礎的知識を学ぶ | 3後 | 15 | 1 | ○ | △ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 92 | ○ | | 看護の統合と実践Ⅴ (看護研究Ⅱ) | ケーススタディを通して、看護を探究する態度を養う 1. 実習での看護体験を振り返り、目的意識をもって研究的に取り組むことができる 2. 文献に裏付けられた論理的思考が展開できる | 3後 | 15 | 1 | ○ | △ | | ○ | | ○ | | | | |
| 93 | ○ | | 看護の統合と実践実習 | 1. 既習の知識・技術・態度を統合し、管理実習・夜間実習・複数患者受け持ちを通して、看護実践力を養う 2. 医療安全を踏まえた診療の実際を学ぶ 3. 専門職としての倫理観を高め自己成長への今後の課題を明確にする | 3後 | 90 | 2 | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| 合計 | | | | | | 94科目 | | | | | | | | | | | 103単位 |

| 卒業要件及び履修方法 | | 授業期間等 | |
|--|--|----------|-----|
| 進級条件：在籍学年で学習した単位の認定を受けている者 | | 1学年の学期区分 | 2期 |
| 卒業条件：3年間全ての単位の認定を受けている者で、教員会議にて卒業を承認された者 | | 1学期の授業期間 | 19週 |

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。